

令和元年10月 幼児教育・保育の無償化 が始まります



▶問い合わせ こども育成グループ (☎05 5634)

子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月から、幼稚園や保育所、認定子ども園などの利用者負担額が無償化されます。無償化の対象となるためには、手続きが必要となる場合があります。対象となる施設や事業などを確認の上、必要に応じて、忘れずに手続きをお願いします。



無償化の対象となる幼稚園や保育所、認定子ども園などの利用料

① 市民税の課税状況に関わらず、3歳になって最初の4月1日から小学校入学前までの3年間の利用料（幼稚園については、満3歳になってから最初の3月31日までについても対象。発達に心配のある子どもの児童発達支援の利用料を含む）

② 0歳から2歳までの市民税非課税世帯の子どもにかかる利用料

※無償となる利用料には、月額上限が定められています。

対象となるもの

給食費や通園の送迎費、行事費などについては、これまで同様、保護者の負担となります。

必要な手続き

無償化の対象となるためには、『施設等利用給付認定』の手続きが必要となりますので、利用する施設などを介して、市に申請書を提出してください。

なお、幼稚園と認定こども園の預かり保育事業や認可外保育



令和元年10月以降の幼稚園や保育所などの利用料

対象となる施設・事業区分	市内の施設や事業など（8月1日時点）	利用料			10月の無償化のための新たな手続き
		0歳～2歳	満3歳になった日～最初の3月31日	満3歳になって最初の4月1日～小学校入学前までの3年間	
幼稚園（新制度幼稚園）	登別カトリック聖心幼稚園		無料	無料	不要
幼稚園（新制度幼稚園を除く）	リリー文化幼稚園		無償（月額上限25,700円）	無償（月額上限25,700円）	必要
認定こども園（幼稚園機能部分）	白菊幼稚園、白雪幼稚園		無料	無料	不要
保育所・認定こども園（保育所機能部分）	市立保育所（5カ所）、白菊幼稚園、白雪幼稚園		【市民税非課税世帯】無料 【その他の世帯】所得などに応じた負担	無料	不要
認可外保育施設など	認可外の事業所内保育施設など		【市民税非課税世帯】無償（月額上限42,000円） 【その他の世帯】各施設に問い合わせください	無償（月額上限37,000円）	必要
幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）の預かり保育事業	白菊幼稚園、白雪幼稚園、登別カトリック聖心幼稚園、リリー文化幼稚園		【市民税非課税世帯】利用日数×450円までが無償（月額上限16,300円） 【その他の世帯】利用に応じた負担	利用日数×450円までが無償（月額上限11,300円）	必要
発達に心配のある子どもの日常生活の能力向上のために必要な支援	児童発達支援、保育所等訪問支援		【市民税非課税世帯】無料 【その他の世帯】各施設に問い合わせください	無料	不要
ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業	登別市ファミリーサポートセンター、登別保育所		【市民税非課税世帯】無償（月額上限42,000円） 【その他の世帯】各施設に問い合わせください	無償（月額上限37,000円）	必要

※ 一部の施設・事業などについては、無償化の対象となるためには、『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。